

令和8年3月

定例会議事録

備北地区消防組合

令和8年3月24日備北地区消防組合議会定例会を開会した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番 青山 学	2 番 堀内 富夫	3 番 堀井慎一郎
4 番 前田 智永	5 番 國利 知史	6 番 吉川 遂也
7 番 片岡 宏文	8 番 竹田 恵	9 番 細美 克浩
10 番 山田真一郎	11 番 藤岡 一弘	12 番 増田 誠宏
13 番 藤井憲一郎	14 番 五島 誠（副議長）	
15 番 弓掛 元	16 番 保実 治（議長）	

以上16名

2 地方自治法第121条により出席した者の職氏名は、次のとおりである。

管理者 福岡 誠志	副管理者 八谷 恭介	副管理者 細美 健
三次市長	庄原市長	三次市副市長
消防長 山本 修司	総務課長 茶木 篤紀	予防課長 常島 竜治
警防課長 中岡 紳	通信指令課長 真丸 行成	三次署長 亀山 勝
庄原署長 前田 拓哉	東城署長 永井 勝明	

以上11名

3 議会事務局職員として出席した者の職氏名は、次のとおりである。

総務課課長補佐 児玉 智宏 総務課庶務係長 橋本 政彦
総務課経理係長 山本 陽広

4 会議に付した事件は、次のとおりである。

議案日程

日 程	議案番号	件 名
第 1		会期の決定について
第 2		行政報告

第 3	議案第 5 号	令和 7 年度備北地区消防組合一般会計補正予算（第 2 号）（案）
第 4	議案第 6 号	令和 8 年度備北地区消防組合一般会計予算（案）
第 5	議案第 7 号	備北地区消防組合監査委員の選任の同意を求めることについて

5 議事の状況は、次のとおりである。

午前10時00分 開会

○議長（保実治君） 本日は何かと御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の議会の出席議員数は16名であります。

ただいまから令和8年備北地区消防組合議会定例会を開会いたします。

なお、本日の定例会は、撮影、録音、録画を許可しております。

直ちに本日の会議に入ります。

本日の会議録署名者を指名いたします。

会議規則86条の規定によって、署名者は片岡議員及び堀井議員を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

それでは、次の日程に入ります前に、福岡管理者から挨拶の申入れがありましたので、これを許します。

〔管理者三次市長（福岡誠志君）、挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 福岡管理者。

○管理者三次市長（福岡誠志君） 改めまして、おはようございます。

本日、3月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

かねてより建設を進めておりました新庁舎につきまして、関係各位の御理解や御協力の下、このたび無事完成の運びになったところであります。そして、3月28日より新庁舎での運用を開始する予定であります。新庁舎につきましては、耐震性の向上はもとより、災害対応力の強化、指令機能の充実、職員の活動環境の改善など地域防災の拠点としての機能を一層高めた施設となっています。近年、

自然災害の激甚化や火災件数は増加傾向にあり，住民の皆様の安心・安全を守る体制のさらなる充実が求められております。新たな環境の下，より迅速かつ的確な対応に努めてまいります。また，４月14日には新庁舎の落成式を執り行う予定とさせていただきます。地域住民の皆様にも広くお披露目し，防災意識の高揚と信頼の醸成につなげてまいりたいと考えています。

本定例会におきましては，令和７年度補正予算案をはじめ令和８年度当初予算案など諸議案を御提案申し上げます。慎重に御審議の上，御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（保実治君） 日程第２，行政報告を行います。

消防長から行政報告のお申出がありました。これを許します。

〔消防長（山本修司君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 山本消防長。

○消防長（山本修司君） 改めまして，皆様おはようございます。

お許しを得ましたので，行政報告をさせていただきますが，その前に３月７日に三次市十日市で発生いたしました建物火災に関し，関係者の発見に至るまでの経緯を御報告いたします。

３月７日深夜の火災発生時，要救助者がいることを前提に火災防火活動を実施し，延焼を阻止するとともに関係者の検索を継続いたしました。翌８日午前９時30分からは警察と合同で現場検索及び原因調査を開始いたしました。さらに，９日午前９時から警察，消防の体制を強化し，２日間で延べ52名を動員し，建物の瓦礫を除去しながら検索を実施いたしました。２日間にわたる徹底した検索においても発見に至らなかったことから，警察との協議及び御遺族の意向を確認の上，当時の状況下では生存の可能性及び現場内での発見が極めて困難であると判断し，行方不明という結論に至りました。３月14日，御遺族より火災現場において御本人ではないかとの情報提供を受けました。これを受け，直ちに警察と合同で指摘のあった当該箇所，建物の外側の部分になりますが，当該箇所の再検索を実施した結果，御遺体の発見に至りました。

今回の初動検索において関係者の発見に至らなかった事態を真摯に受け止め，今回の検索活動の検証を行い，検索手順の厳格化及び見直しを徹底いたします。

あわせて、隊員への再教育を実施し、より精度の高い検索活動が遂行できるよう万全の体制構築に努めてまいる所存です。

それでは、お手元の資料に基づき、行政報告をさせていただきます。

令和7年中の災害出動状況及び通信指令センターの運用状況から御説明いたします。

まず、1ページから3ページの火災発生状況につきまして、令和7年中は71件の火災が発生し、前年の53件に比べ18件増加しています。

次に、火災により亡くなられた方は1名で、前年に比べ1名減少しています。亡くなられた方の火災種別は、建物火災1名となっています。原因については、一酸化炭素中毒によるものと推定しております。また、負傷された方は8名で、前年に比べ4名増加しております。負傷原因は、初期消火中に炎にあおられたものが多く、中には暖房器具の近くにカセットコンロ用のガスボンベやライターを置いていたため加熱され、破裂して受傷した事例もありました。引き続き、火災の未然防止、火災による死傷者をなくすため、住宅防火査察を積極的に実施するとともに、より効果的な火災予防広報及び啓発活動に取り組んでまいります。

ここで、1枚物の資料を御覧ください。

資料2になります。

令和8年3月22日現在、本年中の火災発生状況について御説明いたします。

今年に入り、3月22日現在、当組合管内では建物火災6件、林野火災5件、車両火災1件、その他の火災12件、計24件の火災が発生し、昨年同時期と比べて7件増加しております。市の内訳は、三次市が15件、庄原市が9件となっており、昨年同時期と比較して、三次市で4件の増加、庄原市で3件増加している状況です。また、火災によりお亡くなりになられた方は1名で、昨年同時期と比較して1名の増加、負傷された方については2名で昨年と同数であります。

昨年から本年にかけて全国で大規模な林野火災が発生しており、本年3月1日から当消防本部も林野火災予防のため林野火災注意報・林野火災警報制度の運用を開始しております。これから備北管内でもあぜ焼きなどが原因による火災の発生が懸念されます。引き続き、消防車両での広報、警戒、放送設備や消防団の協力の下、積極的に火災予防の注意喚起を訴えてまいります。

再度、行政報告資料にお戻りください。

4 ページからは、令和 7 年中の救急出場状況です。

出場件数は4,851件で、前年と比較して1件増加し、依然として高い水準を維持しております。また、搬送人員は4,563名で、65歳以上の高齢者の搬送割合が高く、全体の76.7%を占めております。

5 ページは、救急隊員が行った応急処置等の実施状況です。

117名の心肺停止傷病者のうち、救急救命士が実施した静脈路確保は51名、薬剤投与は21名、さらに気管挿管など器具による気道確保は62名に対し実施しております。

6 ページは、署所別の出場状況、7 ページは市別の出場状況を掲載しておりますので、御確認ください。

続いて、8 ページの高速道路への救急出場状況です。

中国自動車道に18件、尾道松江自動車道に23件出場し、内訳は、中国自動車道が交通事故8件、急病7件、その他3件、尾道松江自動車道は、交通事故21件、急病2件という状況です。

9 ページのドクターヘリの活動状況です。

広島県、島根県、鳥取県、岡山県のドクターヘリを計68件要請し、活動件数は33件となっています。

次に、10ページ、11ページの救助出動状況です。

出動件数が66件で、前年と比較して2件増加しています。出動種別は、交通事故の30件が最も多く、続いて山林内での事故や低所に転落したものによるその他の事故が16件となっております。また、救助活動を実施した件数は38件で、38名を救助し、25名を医療機関に搬送しております。

11ページには、消防署別の出動件数等を掲載しておりますので、御確認ください。

12ページの救命講習実施状況です。

令和 7 年中に各種救命講習、救急教室を含め、延べ5,699名の方が応急手当に関する講習を受講され、AEDを用いた応急手当などを習得されております。

13ページは、無人航空機ドローン飛行実績です。

令和元年度に運用開始した三次・庄原両消防署、令和5年度から運用開始した

東城消防署のドローンの飛行実績で、火災、救助、搜索、火災調査等に活用しており、令和元年12月運用開始から令和8年2月28日現在で合計516回の飛行実績となっております。今後も操縦者の訓練を計画的に実施し、有事の際、有効に活用していきたいと考えております。

次に、14ページからは、通信指令センターの運用状況です。

第1表のとおり、119番通報の受信総数は7,335件で、前年と比較し79件増加しております。

15ページの緊急通報システムの受信状況、第3表のとおり499件で、そのうち40件の救急要請がありました。福祉ファクシミリ、メール119及びNET119緊急通報システムの運用状況では、令和7年中これらの緊急通報の利用はありませんでした。多言語通訳の運用状況では、英語通訳を1回、中国語通訳を2回利用しております。映像通信システム、通称ライブ119は、令和5年10月からの試行運用を始め、令和6年6月から本格運用を図っております。令和7年中の運用状況は、51件の通報で使用し、救急事案において応急手当てに活用したものが23件、火災や救助現場の状況把握に活用したものが28件となっております。引き続き、映像通信システム、ライブ119の運用につきまして住民の皆様にご理解と御協力いただけるよう広報等に努めてまいります。

続きまして、16ページから17ページは、令和8年春季全国火災予防運動の実施結果です。

事業所、地域、自主防災組織、消防団との合同消防訓練や防火パレードの実施、また特別査察や防火教室、広報紙の発行など、火災予防と消防活動のアピールを行ったところです。

次に、18ページから19ページは、管内の文化財等を対象にした想定訓練及び査察の実施状況です。

毎年1月26日を文化財防火デーと定め、この日を中心に想定訓練や防火査察など全国的に文化財の防火運動を展開しております。

続きまして、20ページ、21ページの令和8年度の主要事業（案）について概要を御説明いたします。

まず、消防体制の整備についてです。

車両関係では、緊急消防援助隊の登録車両でもある三次消防署の消防ポンプ自

動車と庄原消防署の化学消防自動車の更新を予定しております。三次消防署の消防ポンプ自動車は、登録から19年が経過し、約19万キロを走行、庄原消防署の化学消防自動車は、登録から21年が経過し、約8万6,000キロ走行しており、それぞれ車両更新計画に基づき、更新させていただくものです。資料にはございませんが、今年更新した高規格救急自動車2台につきましては、K S I 官公庁オークションの公有財産売却システムによる入札を本年2月に行い、2台分228万9,600円で落札されたことを報告させていただきます。

続いて、消防技術の充実強化につきましては、警防、救急、救助に関する職員の知識、技術の向上のため、研修を実施し、基礎訓練から総合訓練に至るまで年間を通して計画的に実施します。警防体制については、消防団や自主防災組織との各種訓練の実施、実践能力の向上及び若手職員に対して警防技術の伝承を行い、組織の底上げを図ってまいります。救急体制については、現在、救急救命士52名を3消防署7出張所に配置しております。今後も、現場で活動する救急救命士を計画的に養成しながら体制維持を図ってまいります。

次に、応急手当等の普及啓発につきましては、各種救命講習や救急救室を通して、一人でも多くの市民の皆さんが応急手当の技術が習得できるよう努めてまいります。救助体制につきましては、多様化する救助現場に確実に対応できるよう、救助技術の錬磨に励むとともに、引き続き各種訓練を継続して実施いたします。

次に、予防防災対策の推進につきましては、防火対象物・危険物施設等への効果的な立入検査を実施するとともに、県、市の建築担当課と連携、協力し、違反対象物や施設への是正指導を行います。また、防火管理者及び危険物取扱者の育成や防火教室等を積極的に行い、引き続き火災予防啓発活動を実施してまいります。幼少年女性防火委員会に対しましては、各消防クラブの活動助成を行い、防災士資格の取得、さらには各地域の自主防災組織と連携を密にし、育成指導を行います。

次に、高齢者の防火安全対策として、一人暮らし高齢者世帯への戸別訪問により、火災予防・防火安全対策の指導を積極的に進めるとともに、一般住宅の防火対策として住宅用火災警報器の設置、取替えをあらゆる媒体を用いて周知、指導してまいります。

次に、職員の資質向上と衛生管理については、職員の職務遂行能力を向上する目的として、知識、技術の習得のため、消防大学校、広島県消防学校、さらには各種研修会へ職員を積極的に派遣し、習得した知識、技術については研修会等を開催することにより、職員へフィードバックしてまいります。また、衛生管理上の整備として、各署所の職場環境の整備と全職員に人間ドックまたは健康診断の受診を行い、職員の健康管理に努めてまいります。

以上が令和8年度の主要事業（案）の概要でございます。

備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎整備事業も最終局面を迎えました。去る3月13日、通信指令センターが先行移転し、無事に業務を開始しております。今週末の3月28日、29日で旧庁舎から新庁舎への引っ越し業務を行い、三次消防署の運用開始は28日の土曜日からとなり、消防本部の業務開始は30日の月曜日からとなります。

これまで組合議員の皆様から様々な御意見を頂戴し、消防庁舎移転を進めてまいりました。新庁舎に移転しましても我々消防職員の気持ちは、住民の安心・安全のため真摯に謙虚に働いていくことであります。これからは、安定的かつ継続的な消防機能を発揮できる消防庁舎として、住民に対し開かれた消防庁舎となるよう鋭意努力してまいります。庁舎建設移転に際しまして、消防組合を構成する三次市、庄原市の関係者の皆様、組合議員の皆様、庁舎建設に関わる工事関係者の皆様に対して心から感謝申し上げます。

今後も、住民皆様の負託に応えるべく、あらゆる災害に対応できるよう訓練や研修を行い、安全確実な消防活動を徹底し、職員一丸となって消防使命達成に向けて勤務してまいります。引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（保実治君） 行政報告について質疑がありますか。

〔11番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 藤岡議員。

○11番（藤岡一弘君） 改めまして、おはようございます。

では、行政報告に対して2点質問をさせていただきます。

どちらも林野火災注意報・警報に関することなのですが、改めまして今月1日

からこの林野火災注意報・警報の運用が始まっております。この制度自体は令和7年2月に岩手県で発生した火災を基準として、また全国的に運用されているものですが、この注意報・警報についてまだあまり周知ができていない、または御存じでない方が備北地域に多くいらっしゃるというふうに感じています。実際に、今先ほど山本消防長が消防団であったり行政であったり様々な連携を取って周知をしていくというふうに説明をいただいたのですけれども、実際に注意報または警報が発令されているときにどうやってその情報を知るかというのを御存じでない方がいらっしゃるわけです。そこについてどのように今後周知を広めていけるのか。

また2点目といたしまして、こちら警報については、たき火の使用が制限、義務としてされるということで罰則規定30万円以下もございます。そうした状況の中で、備北地区管内だけではなくて例えば市外、県外からキャンプ場に来られた方々が、こちらキャンプ場では例えば炭火によるバーベキューは警報について制限はされませんが、いわゆる飯ごうを使って御飯を炊く行為がありますよね、たき火など、それは制限されるわけです。そういった違いなどを含めて、やはり市外、県外の方も含めて、例えばキャンプ場、そういう観光地も含めて積極的に周知をしていく必要があると思いますが、そういった取組ができていますのか。

以上2点、お聞きいたします。

〔予防課長（常島竜治君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 常島予防課長。

○予防課長（常島竜治君） 予防課長の常島です。

先ほどの御質問についてお答えいたします。

3月1日から当組合でも運用を開始しております。3月16日、17日に該当になりましたので、発令をさせていただいております。そのときには、両市のホームページ、当本部のホームページを使って発令、通達したということで周知をしているのと同時に、併せて車両広報を行ってより多くの住民の方に周知していくように努力をしております。

2点目として、林野火災警報が発令したときのキャンプ場に対しての周知ですが、警報が発令された場合は森林組合とか関係事業所に対してもファクス等で通知をさせていただいて、制限をかけていくように体制は整えております。

以上でございます。

○議長（保実治君） いいでしょうか。

ほかに。

〔4番 前田智永君，挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 前田議員。

○4番（前田智永君） 失礼いたします。

私のほうから2点御質問させていただきます。

まず1点目といたしまして、尾道松江道の事故が非常に多くございます。私、高野に在住しております、地域の方からも非常に不安な声を聞いております。10年以上経過しても多くあるということについて、原因究明、それから対策をどのように考えておられるのかがまず一点。

それから、2点目といたしましてドクターヘリについてですけれども、報道のほうでも常々伝えておりますけれども、運転手さんの不足によって諦めることが多くあるということで、この判断についてどのように対策をされているのかお尋ねいたします。

〔警防課長（中岡紳君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 中岡警防課長。

○警防課長（中岡紳君） 警防課長しています中岡といいます。よろしく申し上げます。

最初に、尾道松江道の交通事故等の対策なのですが、この対策ということを経験が積極的に事故防止ということで進んで啓発活動をするということはないのですが、事故原因であったり、また報道機関のほうも昨年も尾道松江道が開通して10年間でどのような形態で事故が発生しますかというようなことを聞かれておりますので、どんな交通事故であったり様々な救助、そういったものもあります。そういったものを皆さんのほうへ周知をしていただいて、他機関のほうからの事故防止やそれぞれの啓発活動をしていただくように促しています。

もう一つ、ドクヘリの関係なのですが、今聞いた運転手ということですが、理解できなかったのももう少し詳しく教えていただければと思います。

〔4番 前田智永君，挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 前田議員。

○４番（前田智永君） 失礼いたします。

ドクターヘリの運転士、運転する方が不足しているということで、全国的にもドクターヘリの要請があっても運転士が確保できずに出動できないというような事案が多く発生しているというようなことがございまして、本市においてといいますか、本管内においてどのような状況なのかお伺いしたいと思います。

〔消防長（山本修司君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 山本消防長。

○消防長（山本修司君） 先ほどの御質問なのですが、多分新聞紙面に書かれていることは、運転士もそうですけど整備士問題もあると思います。そういったところで備北管内というのは、鳥取県のドクヘリ、島根、広島、岡山というところなのですが、４機がカバーをする場所にあります。耐空検査といいまして１か月、２か月そのヘリコプターがダウンする、そういったこともございますので、しっかりそういう情報共有をしてもらって、またその空白、エアポケットができないような出動策をこれから進めていきたいと思います。ドクターヘリだけではなくて消防防災ヘリも、ドクターヘリ的事業という形で医者ピックアップして現場というところもございますので、ドクターヘリだけではなくて、広島県の防災ヘリ、広島市のヘリというところもカバーリングするようになっておりますので、御安心ください。よろしくお願いいたします。

○議長（保実治君） ほかに。

〔10番 山田真一郎君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 山田議員。

○10番（山田真一郎君） 私もドクターヘリについてお伺いします。

手元資料の８ページと９ページに活動件数のほうを記載していただいているのですが、要請68件に対して活動が33件と半数も満たしていないような状況で、キャンセルが24件、数字だけ見るとかなりキャンセルも多いように見えるのですが、今お話があったように実際ヘリが飛ばないでキャンセルになったのか、またはこちらからキャンセルをしたのかとか、実際の実証なのかも踏まえてこの表の見方を詳しく教えていただければと思うのと、あと病院搬送も11件、これ恐らくは活動に入っていないのだと思うのですが、その辺も踏まえてちょっとこの表の詳細についてお伺いします。

〔警防課長（中岡紳君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 中岡警防課長。

○警防課長（中岡紳君） 今の山田議員さんの質問にお答えをします。

ドクターヘリなのですが、先ほど消防長の回答にあったとおり鳥取県、島根県、広島県もしくは岡山県のドクターヘリが来まして、当組合の管内は広範囲の管轄をカバーします。患者さんの状態によってはより早く病院に搬送しなければならないということで119番通報が入った時点で通信指令員がドクヘリを使ったほうがより医師の管理下に患者さんを置くことができるだろうという判断でまず要請を出します。要請をかけた後、同時進行で救急隊が出動して、現場に到着した時点で必要か必要でないか、そういったことを判断するために要請と活動件数、こういったもので数字的にばらつきがあるというようなことで理解をしていただければと思います。キャンセルについても、先ほどの一旦要請をしてキャンセルしたということの数字になります。病院間の搬送というのは、こちらは陸の救急車で搬送するか、もしくは安定したより早く施設間の搬送できるかということの件数になりますので、そちらで理解していただければというふうに思います。

私のほうから以上です。

○議長（保実治君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） ないようですので、以上で終結いたします。

続いて、これより事前に提出されております発言通告による質問を許します。

〔2番 堀内富夫君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 堀内議員。

○2番（堀内富夫君） 改めておはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づいて質問させていただきます。

地域の高齢化と広大な管轄区域における救急体制の維持についてということで大項目、質問させていただきます。

まず1点、庄原市及び三次市を管轄する当消防組合は、広大な区域を抱えるとともに、高齢化の進行により救急需要の増加が見込まれる地域であるというのは

間違いないと思います。こうした状況の中で、将来にわたり持続可能な救急体制をどのように維持していくのかは重要な課題であると考えております。また、消防体制の維持に当たっては、行政による体制整備だけではなく、市民一人一人が救急車の適正利用や応急手当などについて理解を深め、地域全体で支え合う共助型の消防、こちらの考え方も重要になるのではないかと考えております。

そこで、①地域の高齢化や広域的な管轄区域という特性を踏まえ、今後どのような考えの下で救急体制の維持、充実を図っていくのか、消防組合としての基本的な認識と方向性についてお伺いします。

〔警防課長（中岡紳君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 中岡警防課長。

○警防課長（中岡紳君） 堀内議員の質問にお答えします。

当組合の救急出動件数は、年間で約4,800件程度推移し、うち65歳以上の高齢者が全体の75%以上で、高齢者の救急需要は年々増加傾向です。全国的に救急需要の増加、これは高齢化率に連動していると考えられ、当組管内において管轄人口は減少しているものの、この先10年程度、65歳以上の管轄人口は減少することなく横ばいであると予測されていることから、年間救急件数が急激に増加または減少していくことはないものと考えています。

当組合における救急出動の現状として、119番通報の入電から現場到着までの平均時間が約11分、全国平均は約10分程度となっています。物理的な限界はあるものの一分一秒でも早く現場に到着するために119番通報の受付から早い指令、早い出動、そして救急車が現場に到着するまで、家族をはじめとするバイスタンダーに応急手当の口頭指導を行うなど、救急対応の早さと質の向上を追求し、出動態勢に万全を期しているところです。

当組管内において、高齢化と広域な管轄区域を踏まえた救急の効果的な運用は重要な課題の一つとして認識をしております。救急隊が現場に到着するまでの初動対応は、人の命に直結する重要な時間帯であり、救命の目的達成は共助の力がなくして達成できないことも想定されています。このことから、当組合の共助型の消防の考え方として、10年間で備北管内のバイスタンダーの質の向上という目標を掲げ、取り組むこととしています。これは、普通救命講習や救急教室以外に自主防災組織の会合をはじめとする集合型のイベント等で、備北地域の実情か

ら物理的に現場到着までの時間短縮には限界があることを理解していただき、説明し、救急現場に居合わせたバイスタンダーによる応急手当で、共助の重要性を深く理解していただくこと。また、5分、10分間でも心臓マッサージを実際に体験していただき、多くの方に助け合う意識の醸成と経験をする機会を設け、愛する家族を救うための技術という認識を住民指導で根づかせるよう強化していきます。即効性のある取組とは理解しておらず、3年後、5年後、そして10年後に愛する家族を救うための技術の定着を目指して、具体的な方策として実行していくように考えています。

私のほうから以上です。

〔2番 堀内富夫君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 堀内議員。

○2番（堀内富夫君） 即効性はないという認識が示した上で、なら10年後誰もが愛する家族を救うための技術、こちらを取得しているという目標を掲げているのはすばらしいことだと思います。その実現のためにも、3年後、また5年後にある程度方向性が正しいかどうかの中間指標や達成目標がある程度必要かと感じますが、どのように設定し、進捗を管理していくか、お考えをお伺いします。

〔警防課長（中岡紳君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 中岡警防課長。

○警防課長（中岡紳君） 10年後に愛する家族を救うための技術の定着を目指すこととし、救命講習や救急教室の実施回数、今後強化しようとするその他の会合等で行った応急手当に関する指導の実施状況を把握すること。また、現在も行っている、救急隊が現場に到着するまで通信指令員が行う口頭指導によるバイスタンダーの応急手当実施率の確認。現在は、実施率約75%程度となっています。また、救急隊による応急手当の有効率の確認。これは、現場に赴いた救急隊によるバイスタンダーの応急手当が有効であったかの確認。これですが、現在は有効率約80%程度です。そして、先ほど言いました新たに口頭指導がなくても自発的にバイスタンダーが行った応急手当の実施数と有効数、これを把握することによって技術定着の進捗管理、今後の取り組み方の修正等を行って技術定着を目指していきたいというふうに思っております。

以上です。

〔2番 堀内富夫君，挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 堀内議員。

○2番（堀内富夫君） 指標の設定，また進捗管理についてよく理解ができました。

続いて，質問させていただきます。

②として，共助型の消防，その具体的な取組の一つとして救急相談窓口，＃7119の有効活用についてお伺いしたいと思います。

三次市においては，既に＃7119が利用可能となっており，一定の運用実績もあると認識をしております。これまでの運用状況を踏まえ，救急相談件数や救急出動件数にどのような変化や効果が見られるのかお伺いします。

〔通信指令課長（真丸行成君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 真丸通信指令課長。

○通信指令課長（真丸行成君） ＃7119の運用実績と相談件数，救急出場件数への影響について説明いたします。

三次市においては，令和3年10月から加入され，その相談件数は，令和3年中が21件，令和4年172件，令和5年199件，令和6年258件，令和7年348件となっています。令和7年348件のこれは内訳ですけれども，まず医療機関案内，つまりどの病院に行けばいいのかというような問合せです。これが88件，約25%となります。次に，救急医療相談，つまり救急車を呼ぶべきかという問合せです。これが227件で約65%を占めます。残りの約10%がその他の相談となっています。救急出場件数への影響でございますが，この救急医療相談，救急車を呼ぶべきかという問合せです。この227件のうち40件について，相談員が救急車が必要と判断し，119番へのかけ直しあるいは電話を転送しております。単純に考えますと，相談227件から実際に救急車を利用した40件を除いた187件について，救急車の利用が抑制されたと言えます。＃7119の利用件数も非常に増加傾向であるため，救急車の適正利用に大きな影響があると考えております。

以上でございます。

〔2番 堀内富夫君，挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 堀内議員。

○2番（堀内富夫君） 令和3年から7年までのデータを見ると，毎年相談件数

が増加しており、徐々に認知度が高まるとともに利用頻度も高まっているように感じます。救急車の利用でいうと、令和7年で187件の抑制効果があるというふうなことです。庄原市が令和8年度から加入した場合、同規模の効果が期待できるとすれば、備北全体でどの程度の件数抑制になるかと試算しておられるかお伺いします。

〔通信指令課長（真丸行成君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 真丸通信指令課長。

○通信指令課長（真丸行成君） 庄原市においても、利用開始から年々増加していくことは確実と思われます。今後どの程度まで相談件数が増加していくのかというのを予想することは難しいのですが、仮に庄原市も令和3年から加入していたと仮定し、同程度の抑制効果があったとしますと、人口割でちょっと計算をし、令和7年で庄原市は120件の抑制効果があったと予想できます。三次市、庄原市合わせて令和7年で300件程度の効果があったと考えられます。

以上でございます。

〔2番 堀内富夫君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 堀内議員。

○2番（堀内富夫君） では、それを踏まえまして3番目です。

庄原市においても今後＃7119が利用可能となることを踏まえて、救急車の適正利用の促進や市民の理解を深める観点から、備北地区全域でどのような利用啓発を進めていくお考えかお伺いします。

〔通信指令課長（真丸行成君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 真丸通信指令課長。

○通信指令課長（真丸行成君） 救急車の適正利用について、当組合管内の実情は都市部とは違いまして、できるだけ自分で何とかして病院まで行こうという意識を持っておられる方が多いです。救急車を不適切に使用し、救急業務全体に影響を及ぼすような事態は今のところ発生しておりません。救急車の適正利用については、ホームページをはじめ救命講習等の住民指導の際にPRをさせていただいており、救急要請をちゅうちょするような場合は救急安心センター＃7119や全国版の救急受診アプリQすけを活用することを促すとともに、自分で病院に行こうとすることが困難なほどの症状が現れた場合は、ちゅうちょなく救急要請して

いただくことも説明するようにしております。また、備北地域は高齢化率が高く、地理的にも広域であるため、情報が届きにくい層への配慮が必要であると考える中で、高齢者等へは広報紙や高齢者宅への住宅防火訪問の機会を捉えて広報し、若い世代または中間世代へはホームページや今月末に公開予定のInstagram、こちらを通して広報して、デジタルとアナログの併用でしっかりと普及啓発していきたいと考えております。さらに、インバウンドを含め、観光で庄原市を訪れた方に対しての広報を充実させるために、市や観光協会と連携した啓発活動を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

〔２番 堀内富夫君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 堀内議員。

○２番（堀内富夫君） これからのデジタル広報はますます重要になってくると思いますので、ぜひ進めていただきたいところですが、高齢化が進む備北地域では、情報が届きにくい層への対応はやはり課題だと思います。庄原消防署からは、社会福祉協議会や民生委員さんとの連携が有効だという声も聞いております。こうした他団体との連携を含め、どのような状態になれば啓発が成功したと言えるのか、行動変容の成果指標をどういうふうに設定されておるのかお伺いします。

〔通信指令課長（真丸行成君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 真丸通信指令課長。

○通信指令課長（真丸行成君） 従来の広報紙や放送に加え、情報が届きにくい高齢者層に対して、社会福祉協議会や民生委員等との連携や防火訪問の機会を捉えた対面型広報を組み合わせることで、地域全体の防災力の底上げにつながると考えております。また、啓発活動が成功したとする判断基準でございますが、やはり全ての高齢者層にも情報が正しく伝わっていることが重要だと考えております。備北消防としても、伝わるという意識ではなく、伝えるという意識で啓発を進めてまいります。住民が、発信された情報を自身の生命・財産に直結するものと正しく認識していただけることが重要であります。成果指標を設定することは難しいのですが、議員が言われるとおり情報がどれだけ正しく住民の皆さんへ届いているかを確認することが次の広報戦略を考える上で重要な要素となり

ます。どのような形で成果指標を示すのかも、今後、諸課題など整理しつつ検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔２番 堀内富夫君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 堀内議員。

○２番（堀内富夫君） 今回の質問を通じて、備北地域が抱える課題、高齢化、広域管轄、共助体制の構築、こちら実は広島県全体あるいは中山間地域全体の課題でもあると感じております。当組合が問題解決のモデルとなり、県内外に発信できる存在になっていくことが備北地域の消防・防災の立ち位置を確立することではないかと考えております。組合としての見解をお伺いいたします。

〔消防長（山本修司君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 山本消防長。

○消防長（山本修司君） 失礼いたします。

少子・高齢化が進み、管轄面積が広範囲である当組合において、今の常備消防力を考えると物理的な限界があるのは事実です。中山間地域の消防として共助体制の構築、これはなくてはならない重要な課題として認識しており、共助、自助、さらに互助の重要性について住民の方に理解していただくことが必要と考えております。さきに警防課長が述べた、愛する家族を救うための技術、これが、この定着がまさにこれから当組合が地域の消防・防災体制の強化として発信するための取組であると言え、災害発生時の要となる比較的狭いコミュニティで互いを支え合う意識の定着を目指すための一つのビジョンであります。この意識の定着が実現すれば、救急だけに特化するものではなく、防災に対する強い地域をつくり上げることにつながるものと認識しており、重点的に取組むこととしているものです。

以上です。

〔２番 堀内富夫君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 堀内議員。

○２番（堀内富夫君） ぜひとも備北地区、備北地域がこれからの人口減少時代における救急、防災の先駆けになれるような取組を続けていくことを期待して質問を終わります。

○議長（保実治君） 続いて、質問をお願いいたします。

〔10番 山田真一郎君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 山田議員。

○10番（山田真一郎君） 改めまして、おはようございます。

通告に沿ってこのたびは備北地区消防組合管内における消防庁舎について質問をさせていただきます。

新しく備北地区消防組合消防本部及び三次消防署新庁舎が完成し、消防署については今月28日から、消防本部については30日から運用開始とお伺いしております。その説明の中で、新庁舎棟の通信業務に係る部分は先行して引渡しを行い、今月13日から通信業務を開始するとありました。もう既にされていると思います。先行しなければならなかった理由については、一旦タイミングを逃すとかなり先延ばしになるということで理解できるのですが、先行したことにより問題がないのか、また生じてないのかお伺いします。

〔通信指令課長（真丸行成君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 真丸通信指令課長。

○通信指令課長（真丸行成君） 通信業務の先行移転に伴うリスクについての御質問ですが、まず119番、緊急回線の切替え、それから新しい指令台の運用開始も順調に行っております。リスクの件でいいますと、現在指令センターと三次消防署が離れておりますので、三次消防署が移転するまでの間、自動音声による出動指令、これが庁舎内の放送を流すことができません。リスクとしましては、庁舎内にいる職員が出動指令に気づかないということになりますけれども、現在消防無線で現庁舎の警備室、それと新しい指令センターと常に連絡を取り、肉声で庁舎内に放送し、対応しております。13日から本日まで三次消防署に53件の出動指令をかけております。通常の場合と比べても、そのうち出動が遅れたりというロスは発生しておらず、現在は対応できております。

以上でございます。

〔10番 山田真一郎君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 山田議員。

○10番（山田真一郎君） リスクに対してはしっかり対処されて、問題なく活動されているということで確認しました。

では次に、建物部分について質問させていただきます。

もうあした25日ですよ、引渡しとお伺いしておりますが、このたびの移転に伴い、周辺道路等の整備も同時に進められてきたと思います。消防署については28日からの運用開始とお伺いしております。庁舎以外、建物以外の部分ですね、例えば先ほど言った立地のような、その周辺整備の状況をお伺いします。

〔総務課長（茶木篤紀君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） 接続道路等の整備状況についての御質問でございますが、現在、消防施設へのアクセス道路となる2つの市道につきましては、三次市において工事が進められております。

まず、庁舎敷地から北側へ至る市道十日市276号線ですが、こちらは予定どおり運用開始となる28日までには全ての整備が完了する見込みとなっております。運用開始後は、この北側道路を主な出動ルートとして活用してまいります。

次に、庁舎敷地から南側へ至る市道酒河160号線についてですが、こちらにつきましては令和7年度内に緊急時の通行機能を確保するための暫定整備を実施します。その後、崩壊したのり面の対策工事も含め、令和8年10月末の全体完了を予定しております。

なお、南側道路の工事が完了する令和8年10月末までの間の運用につきましては、まず整備が完了する北側の市道十日市276号線を基本ルートとして運用します。万が一、北側が通行困難となった場合には、暫定整備された南側の道路、酒河160号線を通行します。さらに、これらが使用できない場合は、西側の市道酒河1号線の利用も想定しております。このように複数のルートを確保することで、いかなる場合においても迅速かつ確実な緊急出動ができる体制を整えてまいります。

以上です。

〔10番 山田真一郎君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 山田議員。

○10番（山田真一郎君） いろいろ対策はされているようですが、現状十日市へ中原のほうへ抜ける道がメインになると思います。ですが、そちらの道は踏切もありますし、渋滞等により緊急出動に支障が出ることも考えられます。ま

た、先ほど確認しましたが、通信業務を先行して移動させても今の業務のほうには支障が出ていないということですけれども、現在整備中の先ほどおっしゃった市道酒河160号線、酒河方面に抜ける道の道路が完成した後に運用を開始するという方法もあったのではと考えますが、御見解をお伺いします。

〔総務課長（茶木篤紀君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） 運用開始の酒河の質問でございますが、消防署からの緊急出動ルートにつきましては、災害現場に応じて最短ルートを選定して出動します。このため、酒屋、川地あるいは川西方面への出動に際しましては、市道酒河1号線を最大限活用することで遅滞のない迅速な現場到着を図る考えです。なお、当該市道酒河1号線については、はしご車を除く全ての消防車両の走行が可能であることを確認しており、南側道路、市道酒河160号線の完成を待たずとも現行の道路ネットワークにおいて十分に機動力は確保できるものと考えております。

以上です。

〔10番 山田真一郎君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 山田議員。

○10番（山田真一郎君） 対応も考えられているということですが、はしご車のところがちょっと気がかりなので、運用にはしっかり注意して行っていただければと思います。

では次に、このたびの消防本部・三次消防署新庁舎整備事業ですけれども、令和5年3月に策定された備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎整備基本計画を確認したところ、昭和47年に起きたような大水害が発生した場合に消防庁舎が浸水して消防機能が停止するおそれがあることから、最優先に更新すべき庁舎と位置づけられて実施に至ったとありました。このことを踏まえてお伺いしますが、備北地区消防組合管内におけるほかの消防署や出張所の状況についてお伺いします。

〔総務課長（茶木篤紀君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） 消防庁舎の状況についての質問でございますが、備

北地区消防組合管内には、消防本部・三次消防署のほかに2署7出張所があり、このうち東城消防署、口和出張所、西城出張所が災害指定区域内に立地しております。これらの庁舎を含む備北地区消防組合の庁舎整備については、令和2年11月に策定した備北地区消防組合公共施設等総合管理計画において更新や維持管理に関する基本的な方針を整理しています。さらに、令和4年9月には、備北地区消防組合消防庁舎整備方針を策定し、災害指定区域の立地状況、建物の劣化状況、健全度等を評価基準として整備の優先度を④、A、B、Cの4段階に分類しています。消防本部・三次消防署は最優先のランク④、災害指定区域内の3庁舎はランクAとして優先度の高い施設に位置づけております。

以上です。

〔10番 山田真一郎君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 山田議員。

○10番（山田真一郎君） 今おっしゃったように令和4年度に策定された備北地区消防組合消防庁舎整備方針を見たところ、おっしゃるように災害指定区域に位置する東城、口和、西城の3つの施設が優先すべき施設とされており、早期の対策が必要とありました。また、そのような中でこのたびの新庁舎の整備には緊防債、緊急防災・減災事業債のことですけれども、が有効活用されております。現時点で具体的な計画や今後の整備に向けた見通しについてお伺いします。

〔総務課長（茶木篤紀君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） 具体的な計画や今後の整備計画についてお答えします。

早期の移転計画の必要性につきまして、備北地区消防組合消防庁舎整備方針においてランクAに位置づけられている東城消防署、口和出張所、西城出張所につきましては、いずれも災害指定区域内に立地しており、加えて車両や資機材の増加に伴う庁舎の狭隘化、また衛生管理や仮眠室でのプライバシーの確保、女性職員への対応、感染症対策など多くの課題を抱えています。こうした状況を踏まえ、今後は庁舎の劣化状況や機能面での課題を総合的に勘案しつつ、組合構成市と連携を図り、具体的な候補地の選定などについて検討を進めてまいります。

また、議員御指摘のとおり、災害拠点の安全性確保は急務です。財源の確保に

つきましては、令和12年度までに5年間延長された緊急防災・減災事業債を最大限に活用していきたいと考えております。本事業債は、事業費の70%が交付税措置される極めて有利な財源であり、この適用期間内に整備を完了させることが組合全体の財政負担を抑制する上で極めて重要です。そのため、令和12年度を一つの目標として、実施時期の調整など計画的な整備に向けた具体的なスケジュール管理に努めてまいります。

以上です。

〔10番 山田真一郎君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 山田議員。

○10番（山田真一郎君） では最後の質問になりますけれども、この緊防債はこのたびのような災害地区の庁舎の建て替え等にとどまらず、非常に有利な起債だと思います。現場の職場環境の改善や災害指定区域以外の老朽化施設のことも非常に心配ではあるのですが、その辺りの考えをお伺いします。

〔総務課長（茶木篤紀君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） 起債の活用と職場環境の整備の質問でございますが、緊急防災・減災事業債において、庁舎の移転、耐震化だけでなく、感染症流行の場合においても確実に業務を継続できるよう仮眠室の個室化や消毒室の設置、トイレ等の衛生設備整備も対象とされているところです。災害指定区域外にある署所につきましても、これらの基準を積極的に取り入れ、高度な感染症対策とプライバシー保護を両立した職場環境を、消防庁舎整備方針に基づき、緊急性や重要度に応じた適切な維持管理及び改修計画を策定し、限られた財源の中で職員の持てる力を最大限に発揮できる安全で機能的な職場環境の構築を進めてまいります。

以上です。

〔10番 山田真一郎君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 山田議員。

○10番（山田真一郎君） 年を増すごとにこの老朽化施設、どんどん老朽化が進んでいくと思いますし、増えていくことになると思いますので、しっかりと進めていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（保実治君） 日程第3，議案第5号令和7年度備北地区消防組合一般会計補正予算（第2号）（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（細美健君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 細美副管理者。

○副管理者三次市副市長（細美健君） ただいま御上程になりました議案第5号令和7年度備北地区消防組合一般会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,720万1,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ43億6,943万4,000円にしようとするものであります。

それでは、補正予算書12ページからの歳出について、その主なものを御説明いたします。

款2総務費，目1一般管理経費は、普通旅費，修繕料，職員健康診断に係る業務委託料の執行見込みを踏まえ、200万円を減額。

款3消防費，目1消防費の職員人件費は、職員手当の時間外勤務手当の執行見込額を整理し、600万円を減額。一般管理経費は、消耗品費及び修繕料の執行見込みにより330万円を減額。

同じく款3消防費，目2消防施設費は、消防本部・三次消防署新庁舎建設事業，消防救急デジタル無線システム整備事業，高機能消防指令施設整備事業等に係る委託料，工事請負費などの入札残を整理し、6,590万1,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について主なものを御説明いたします。

10ページにお戻りください。

款1分担金及び負担金，目1組合分担金は、新庁舎建設整備事業等の入札減や職員人件費，一般管理経費の歳出減により5,680万1,000円を減額。

同じく負担金の目2組合負担金は、令和7年3月に発生した愛媛県今治市林野火災への緊急消防援助隊派遣に係る活動経費負担金が確定したため、77万

6,000円を増額。

款3 国庫支出金，目1 消防費国庫補助金は，高機能消防指令施設整備事業に係る消防防災施設整備費補助金について補助対象項目の精査により717万6,000円を減額。

款5 財産収入，目1 物品売払収入は，官公庁オークションによる高規格救急自動車2台分の売却益を見込み，70万円を増額。

款8 組合債，目1 消防債は，新庁舎整備事業及び消防救急デジタル無線システム整備事業に係る起債事業費の精査により1,470万円を減額するものであります。

第2条地方債補正につきましては，4ページ記載の第2表のとおり，消防施設等整備事業について借入限度額を変更しようとするものであります。

以上，よろしく御審議の上，御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（保実治君） 質疑を行います。

〔12番 増田誠宏君，挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 増田議員。

○12番（増田誠宏君） 歳入のほうですね。歳入のほうの11ページについてお伺いします。

組合の分担金のこれ減額補正ということなんで御説明いただきましたが，三次市分が3,766万6,000円のマイナスになっておりますが，先般三次市議会のほうで決定していた三次市の補正のほうは3,445万2,000円と組合関係のほうはなっており，321万4,000円のずれがあるということで，少なくなるというか，計画が大きくなるということは構成市である三次市にとっては，予算上にとってはよいことなんです，このずれが出た要因について御説明をお願いします。

〔総務課長（茶木篤紀君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） 議員の質問にお答えいたします。

予算を執行していく中で両市と進めてまいりましたけども，起債の対象となる備品購入費があることが判明いたしました。起債による借入額を増額したことによりまして，両市の分担金を減額いたしました。合計で430万円の借入れを増やしたことによりまして，三次市分につきましては321万4,000円，庄原市分につい

ては101万6,000円の分担金の減額になったものでございます。

○議長（保実治君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号令和7年度備北地区消防組合一般会計補正予算（第2号）（案）については原案のとおり可決いたしました。

日程第4，議案第6号令和8年度備北地区消防組合一般会計予算（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（細美健君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 細美副管理者。

○副管理者三次市副市長（細美健君） ただいま御上程になりました議案第6号令和8年度備北地区消防組合一般会計予算（案）について御説明申し上げます。

予算案の1ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算につきましては、歳入歳出それぞれの総額を22億1,377万5,000円に定めようとするものであります。これは、令和7年度当初予算に比べ、21億5,301万3,000円の減額となっております。減額の主な要因は、備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎整備事業において外構工事を除き工事が完了したこと、並びに高機能消防指令施設更新事業及び消防救急デジタル無線システム整備事業が完了したことによるものであります。

続いて、歳入の主な内容について御説明いたします。

10ページを御覧ください。

款1分担金及び負担金は、組合分担金が前年度比12億6,758万5,000円の減額と

なる21億6,988万1,000円、組合負担金が前年度と同額の936万9,000円で、合わせて21億7,925万円を計上しております。

款2 使用料及び手数料は、前年度と同額の181万円を計上しております。

款3 国庫支出金は、緊急消防援助隊登録車両である三次消防署の消防ポンプ自動車1台の車両更新に伴い、緊急消防援助隊施設整備費補助金として1,925万9,000円を計上しております。

款5 財産収入は、職員退職手当基金の運用益や官公庁オークションによる財産売却収入として393万8,000円を計上しております。

款6 繰越金は、存目として1,000円を計上しております。

款7 諸収入は、令和8年度から広島県防災航空隊に職員1名を派遣することに伴い、広島県防災ヘリコプター運航連絡協議会からの交付金や職員派遣負担金など951万7,000円を計上しております。

続いて、歳出の主な内容について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

款1 議会費は、143万円を計上しております。

款2 総務費は、令和7年人事院勧告に基づく給与制度改革により職員給料が増額となる一方で、退職予定者数の減により職員手当等が減額となり、結果として職員人件費は50万2,000円の減額となっております。また、消防救急デジタル無線設備の定期部品交換に係る施設機器管理委託料の増額などにより、総額で1,969万3,000円の増額となる4億7,104万1,000円を計上しております。

次に、22ページからの款3 消防費につきましては、職員人件費が給与制度改革により1億320万2,000円の増額となり、職員人件費総額で14億3,553万4,000円を計上しております。

次に、各管理経費について御説明いたします。

本部管理経費（一般管理経費）は、庄原消防署に配備しています化学消防ポンプ自動車の更新費用や防火服の更新整備事業に伴う備品購入費の増額などにより1億388万円の増額となり、総額2億2,158万9,000円を計上しております。

次に、各消防署の管理経費につきましては、三次消防署管理経費は21万5,000円の増額となる2,511万円、庄原消防署管理経費は60万2,000円の減額となる1,830万7,000円、東城消防署管理経費は13万2,000円の減額となる906万

3,000円をそれぞれ計上しております。また、消防施設費につきましては、外構工事を除く新庁舎建設事業や高機能消防指令施設更新事業、消防救急デジタル無線システム整備事業の工事完了に伴い、23億9,818万3,000円の減額となり828万2,000円を計上しております。

これにより、消防費全体での管理経費及び施設費は22億9,482万2,000円の減額となり、総額2億8,235万1,000円を計上しております。

続いて、款4公債費は、1,891万4,000円の増額となる2,291万9,000円を、款5予備費は、前年度と同額の50万円をそれぞれ計上しております。

次に、第2条債務負担行為につきましては、4ページに掲載の第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか4件について、それぞれ債務の期間と限度額を定めようとするものであります。

最後に、1ページにあります第3条一時借入金につきましては、借入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

第4条歳出予算の流用につきましては、給料・職員手当等及び共済費について、同一款内の各項の間において流用の必要が生じる場合があることから、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用できるように定めようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（保実治君） 質疑を行います。

〔11番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 藤岡議員。

○11番（藤岡一弘君） それでは、2点質問をさせていただきます。

該当ページは、19ページの消防無線保守点検委託料と31ページにございます長期債利子でございます。

まず、19ページの消防無線保守点検委託料ですが、前年に比べて1,200万円の増額であるというふうに思います。こちらの理由についてお聞きしたいとします。また、それを今回の消防庁舎移転に伴う消防救急デジタル無線の運用によるものなのかも併せてお聞きしたいとします。

続きまして、2点目の31ページ、長期債の利子でございますが、こちらが昨年の予算と比べると倍に増えているというところで、こちらについては最後38ペー

ジにあります消防債に関するものなのか御説明をいただければと思います。

以上、2点でございます。

〔通信指令課長（真丸行成君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 真丸通信指令課長。

○通信指令課長（真丸行成君） 消防無線保守についての予算増額についての説明をさせていただきます。

本年度整備いたしました機能強化した消防無線について整備しております。その中でリモート遠隔監視をする無線の状態、それから保守業者がリモートで監視できるようなシステムを強化する関係で保守料金が上がっております。また、これについて毎年毎年その中の保守料金のどういう点検をするのかとかそういうものを精査しておりまして、来年度はこのような金額になっております。

以上でございます。

〔総務課長（茶木篤紀君）、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 茶木総務課長。

○総務課長（茶木篤紀君） 長期債利子の増加についての御質問でございますが、令和8年度から新たに計上させていただいたものは、消防本部・三次消防署新庁舎工事と消防救急デジタル無線整備工事の7年度に借入れを行ったものでございます。こちらにつきましては、8年からの利息分についての償還が始まるものでございます。

以上です。

○議長（保実治君） よろしいですか。

○11番（藤岡一弘君） 大丈夫です。

○議長（保実治君） ほかに。

〔6番 吉川遂也君、挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 吉川議員。

○6番（吉川遂也君） 19ページについてちょっと質問をいたします。

19ページの下から2行目、車両端末FOMAの回線使用料と入っておりますけれども、FOMA、たしか今月末で終了というふうになっているんじゃないかと思うのですが、これじゃあFOMAがLTEに変わるのか、この使用料というのはどういう経緯なのかちょっと詳細を教えてくださいたいと思います。

〔通信指令課長（真丸行成君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 真丸通信指令課長。

○通信指令課長（真丸行成君） 議員さんのおっしゃるとおり，FOMAは今年度で終了であります。新しい車両用端末の通信手段についてはLTEになります。その回線使用料と申しますのが，LTEで通信をするのですけれども，広島からここまでの専用の回線が，指令台とつなぐため専用の回線を使っております。その使用料については，LTEとFOMAの使用料の差はございません。細かい機器の使用料，そういうものについては細かい変更はありますけれども，基本的なこの回線の使用料の変更というものはございません。ここにFOMAとありますのは，予算見積もったときの金額でございますが，正しくはLTEの車両用端末の回線使用料ということでございます。

以上でございます。

○議長（保実治君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） ないようですので，質疑を終結いたします。

討論願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君） 異議なしと認めます。

よって，議案第6号令和8年度備北地区消防組合一般会計予算（案）については原案のとおり可決いたしました。

日程第5，議案第7号備北地区消防組合監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（細美健君），挙手して発言を求める〕

○議長（保実治君） 細美副管理者。

○副管理者三次市副市長（細美健君）　ただいま御上程になりました議案第7号
備北地区消防組合監査委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、備北地区消防組合監査委員の田邊宣昭氏の任期が本年3月28日をもって満了することに伴い、新たに兼森博夫氏を当組合の監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により組合議会の同意を求めるものであります。なお、任期は4年となっております。よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（保実治君）　本件は人事案件でございます。

先例により、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保実治君）　異議なしと認めます。

よって、議案第7号備北地区消防組合監査委員の選任の同意を求めることについては同意することに決しました。

以上で本定例会に提出された付議事件は終了いたしました。

これにて令和8年備北地区消防組合議会定例会を閉会といたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。

午前11時25分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定により，ここに署名する。

令和8年3月24日

備北地区消防組合 議 会 議 長 保実 治

議事録署名者 片岡 宏文

議事録署名者 堀井 慎一郎